

【別紙】

改修などによる福祉拠点の整備、障害者就労支援に係る機器・車両の整備事業概要

対象事業	社会福祉法人・財団法人・社団法人		NPO 法人		任意団体	
	補助率	助成金限度額	補助率	助成金限度額	補助率	助成金限度額
(1) 既存建物の改修による新規拠点の整備	75%以内	3,000 万円	90%以内	500 万円(注)	90%以内	100 万円
			90%以内	100 万円		
(2) 既存福祉施設の一部改修による新規福祉サービス拠点の整備	75%以内	3,000 万円	90%以内	100 万円	-	-
(3) 既存福祉施設の改装	-	-	90%以内	100 万円	90%以内	100 万円
(4) 障害者就労支援に係る機器の整備	75%以内	1,000 万円	90%以内	500 万円	90%以内	100 万円
(5) 障害者就労支援に係る車両の整備(注2)	75%以内	1,000 万円	90%以内	500 万円	-	-

(注) NPO 法人を対象とした助成金限度額 500 万円の事業は、以下の施設整備が対象

- ・障害者自立支援法で定められた福祉サービス(地域生活支援事業を含む)を提供する施設
- ・介護保険法による居住型の地域密着型サービス施設(小規模多機能型居宅介護事業所等)


(注2) 福祉車両助成事業(6月募集、当財財団 Release No. 09-20)のラインナップに該当する車両を整備する事業は、対象外となります。

3つの助成金を申請受付 期間 → 8月3日(月)~31日(月)

改修などの福祉拠点の整備


こんな「助成金」、
ありませんか？

1




空き店舗や廃校などを
「福祉施設に改修」助成金

2



障害者の就労支援に、
パン焼き機などの「機器整備」助成金

3



障害者の就労支援に、
保冷車などの「車両整備」助成金

